

ニーズに応じた適切な支援のために

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、一人一人のニーズに応じた適切な就学先を判断することは重要なことです。そのために、教育支援委員会では、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、保護者の意見、心理、医療、教育などの専門的な観点からの意見等を踏まえて適切な支援が可能な就学先を検討します。

就学までのおもな流れ

| 時期 | 活動等 | 内容 |
|-------|-----------------------------|---|
| 4月 | 就学相談申込み | 相談票は幼稚園・保育園にあります。まず、園にご相談ください。5月初旬締め切り予定 |
| 6月初旬 | 宇治支援学校 学校説明会 | 就学を考える上で支援学校をよく知るため、授業や施設の見学と保護者説明会を行います。 |
| 7月下旬 | 城陽市就学相談 (城陽市教育委員会主催) | 幼児の適切な就学を図るため、就学に関する悩みや不安などの相談を、園や就学先小学校の委員とともにを行います。 |
| 9月初旬 | 宇治支援学校 学校説明会 | 就学を考える上で支援学校をよく知るため、授業や施設の見学と保護者説明会を行います。 |
| 10月初旬 | 京都府就学巡回教育相談 (京都府教育委員会主催) | 幼児の適切な就学を図るため、就学や学びの場に関する検診や検査、相談等を行います。 |
| 10月 | 宇治支援学校小・中学部 体験学習 | 就学を考える上で参考にするために、授業体験を行います。 |
| 11月 | 就学時健康診断 (城陽市教育委員会主催) | 心身の状況を把握し、適切な就学を図るために、小学校において健康診断を行います。 |
| 1月下旬 | 就学通知 | 小・中学校：城陽市教育委員会より通知します。 特別支援学校：京都府教育委員会より通知します。 |
| | 半日入学・入学説明会 (各校区小学校主催) | 学校生活をよりよく知るための授業体験と保護者説明会です。教育相談も行っています。 |

※各特別支援学校主催で、説明会・体験学習・入学相談が行われます。各校から各関係機関へ案内が届きます。

相談機関

| 就学相談・教育相談 | 内容 | 備考 |
|--------------------------------|--|--|
| 城陽市教育相談 | 小・中学生の生活や学業、進路等についての相談を行っています。 | ふれあい教室 ☎56-5308 ☒ fureaij@city.joyo.ig.jp |
| 城陽市就学相談 | 就学前の幼児について、発達検査や就学に備えるための教育相談 | 保育園・幼稚園などを通じて申し込んでください。 |
| 通級指導教室 | ことばの障がいや発達等の教育相談 ※必ず電話で予約してください。 | 通級指導教室 久津川小学校 ☎53-3918 久世小学校 ☎66-1065 寺田南小学校 ☎54-2181 寺田西小学校 ☎66-4001 富野小学校 ☎52-0680 城陽中学校 ☎58-0346 南城陽中学校 ☎56-1885 北城陽中学校 ☎66-1606 |
| 各小・中学校 | 在籍する児童生徒の生活や学業、発達等の相談 | ※担任・教育相談担当者に申し込んでください。 |
| 特別支援学校 | 発達や障がい等についての教育相談 | 地域支援センターうじ(宇治支援学校) ☎41-3701 サポートJOYO(城陽支援学校) ☎53-7100 京都府スーパーサポートセンター(宇治支援学校) ☎41-3703 |
| 京都府総合教育センター (トータルアドバイスセンター) | 不登校・いじめ・友人関係・学習等の学校生活のことや家庭内での気がかりな行動等お子さんの教育や子育てについての相談 ※電話相談：毎日24時間 ※来所相談：要予約 月～金 午前10時～午後5時 「ふれあい・すこやかテレフォン」にお申し込みください。 | (電話教育相談) 「ふれあい・すこやかテレフォン」 ☎075-612-3268 ☎075-612-3301 (メール教育相談) 「メール教育相談 京都」で検索してください。 |



歩みつづける子どもたち

～支援が必要な子どもたちのために～

2021年度版



「なかま」

城陽市教育委員会

城陽市教育支援委員会

一人一人の子どもたちのための特別支援教育

特別支援教育は、支援の必要な子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うことを目標とし、可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服できるよう、適切な指導や支援を行うものです。

そのために・・・

★園や学校全体での支援

「校内委員会」を設置し、特別支援教育コーディネーターが中心となり、園や学校全体で適切な指導や支援を組織的に行います。

★就学前から学校卒業までの一貫した支援

保護者とともに教育・医療・福祉等の関係機関が連携し「個別の教育支援計画」を作成し、一人一人に応じた一貫性のある支援に努めます。

★教育的ニーズに応じた指導計画の活用

一人一人の障がいや発達の状態を的確に把握し、「個別の指導計画」を作成し活用することで、教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を計画的・組織的に行い、自立し社会参加する資質や能力を育てます。

★「交流及び共同学習」の推進

子どもたちが、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場として、「交流及び共同学習」を計画的に実施します。